

## 1 放送分野特有のガイドラインを策定することについて

- ・ 放送は、その送信の特徴から社会的な影響力が大きいこと、また無線によるものについては有限希少な周波数を占有するものであることから、放送法による規律を受けていることに鑑み、放送分野のガイドラインを策定すると位置付けてはどうか。
- ・ (上記意見に基本的に賛成であるが) 今後、放送の社会的影響力が変化する可能性を考慮して、ある程度影響力が相対的なものとなる場合でも読み込める書きぶりとした方が良い。
- ・ 放送の視聴者には、高齢者の中でも情報の利活用に不得手な方々が多いことを念頭に置いて、他のサービスと異なる放送分野としての取組が必要。
- ・ 放送が現状として、子供までを含めたみんなが見ることができる媒体として幅広い層に支持されている実態を踏まえれば、放送が果たしているその大きな役割を考慮した検討が必要。
- ・ 今後、放送局もネット配信など通信分野を考慮しないわけにはいかなくなる。放送局が通信分野、放送分野の2つを扱うことになるので、通信と放送と事業分野を異にしているとしても、共通化することが望ましい部分は、平仄のあったルールになるような議論が必要。

## 2 視聴履歴の取扱いについて

- ・ 視聴履歴の取扱いにおいて、要配慮個人情報の推知の禁止に係るルールを作ることは必要。
- ・ 受信者情報取扱事業者自らが要配慮個人情報を推知しないという禁止規定と、要配慮個人情報が他人からも推知されないようにするという注意義務の両方の観点が必要になるのではないか。

## WG(第2回)における主な御指摘②

### 3 視聴履歴の利用目的について

- ・ 視聴履歴の利用目的については、「具体的に」あるいは「視聴者にとってわかりやすく」公表又は通知することを義務づける必要があるのではないか。
- ・ 複数事業で視聴履歴を利用する場合、利用目的の特定に当たり、視聴履歴を利用する事業内容の特定は必要であり、視聴者に誤解が生じない説明が求められる。どのように表示するかについては、ガイドライン以下の指針等で検討すべき論点。

### 4 視聴履歴の同意について

- ・ 視聴履歴の取得の同意に関して、取得されていることを知らないまま取られてしまうこと、テレビを世帯で使用していること、同意取得のための適切なディスプレイ(表示方法)がなく手続きがはっきりしていないことという3つの問題がある。視聴者が取得の事実を知ることがなければ同意したことにならないので、取得の事実を視聴者に知ってもらう措置は前提的な要件。若干煩雑になったとしても避けられない。
- ・ 同意の取得手続に関しては、ガイドライン以下の指針等の議論においても、誰が誰に対して同意をしているかということが明確にわかる仕組み等について、丁寧に検討すべき。
- ・ 視聴履歴を利活用されることを全く想定していない視聴者の存在を考えると、包括同意では、見落としのまま同意をしてしまう可能性が高い。視聴履歴を特出しして同意を求める形を取る方が、むしろ放送のより良い利活用が進むのではないか。
- ・ 視聴履歴を活用できる受信機の存在を、知らない利用者も多いと思う。より良い利活用ができるように、メーカーにおいて、受信機の存在と機能を良く周知し、今後の同意取得や番組作りへの協力につながるような取組を期待。

## WG(第2回)における主な御指摘③

- ・ テレビを見ている人全員に個々の同意を得るより、画面上に自動的に視聴履歴が収集されることを明示するなどの手続を行うなど、より同意を取りやすい仕組みを工夫することが必要ではないか。
- ・ 通信の秘密に関しては、取得も利用も全て個別に同意が必要。一方で、プロバイダがマルウェア配布サイトへのアクセス時に警告を出すシステムを導入する際、通常、利用者が同意するであろう事柄、つまり利用者の意思に反しないこと、さらにオプトアウトできるようにしておくことで、(個別同意ではなく)約款への記載であっても個別の同意があったものと見なすという検討をした。視聴履歴についても、どの程度利用者の意思に合致しているかによって、同様の検討の余地はあるだろう。
- ・ あまりに煩雑な同意取得手続を設けることは、かえって視聴者に混乱を生じさせることにもなりかねない。視聴者の一般的な行動に照らしてあまり煩雑にならず、かつ適切な手続を検討する必要がある。

### 3 匿名加工の水準について

- ・ 視聴履歴に関する匿名加工情報の作成について、利用目的の公表及び通知により視聴履歴を取得することには賛成。ただし、匿名加工の基準について、委員会ガイドラインにおける安全管理措置等の確実な実行が前提となる。特に留意して事業者に要請すべき。
- ・ 匿名加工の方法については、委員会ガイドラインを準用することを記述するのみではなく、仮名化や名前の除去だけでは十分ではないということ、放送分野における視聴履歴がどのような性格のものであるか等をガイドラインに明確に記述する必要があるのではないか。

### 4 検討の考え方について

- ・ 個人のプライバシーを保護することや、むやみに開示しないといった禁止的な側面ばかりにフォーカスするのではなく、子供や家族を含め、自らの情報をそれぞれが開示したり、秘匿したり等々、自由にコントロールできる権利を個々人に確保するという観点から検討することもできるのではないか。